

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例施行規則（平成17年9月30日規則第43号）

最終改正:令和5年6月22日規則第45号

改正内容:令和5年6月22日規則第45号〔令和6年4月1日〕

○矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例施行規則

平成17年9月30日規則第43号

改正

平成29年12月14日規則第27号

令和5年6月22日規則第45号

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例施行規則

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例施行規則（平成6年矢板市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第39号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請及び許可並びに利用料金の納付）

第2条 条例第8条第1項及び第17条に規定する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市城の湯やすらぎの里施設（利用・搬入）許可申請書（別記様式第1号）（城の湯温泉センター宿泊棟を利用しようとする者にあつては、別に定める様式）により指定管理者又は市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、城の湯温泉センター（多目的ホール、研修室及びレンタサイクルを除く。）の利用の許可は、利用券又は利用回数券の交付をもって行うものとする。

3 指定管理者又は市長は、第1項の申請について適当と認めたときは、矢板市城の湯やすらぎの里施設（利用・搬入）許可書（別記様式第2号）を申請者に交付する。

4 条例第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第11条に規定する利用料金を、利用許可書の交付を受ける時に納付しなければならない。ただし、利用許可書等により許可を得た利用時間を超過して利用する場合の利用料は、利用の終了後直ちに納付しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第3条 利用者は、条例に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）秩序を維持し、施設及び器物を損傷しないこと。
- （2）所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- （3）他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物を携行しないこと。
- （4）許可を受けずに物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- （5）その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（レンタサイクルの使用に係る遵守事項）

第4条 レンタサイクルを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用中に事故が起きないようにレンタサイクルを安全に運転すること。
- （2）レンタサイクルの使用は原則として小学生以上とし、小学生が使用する場合は保護者又は責任者が引率すること。
- （3）使用中にレンタサイクルの装置に故障が生じたときは、直ちに使用を停止すること。
- （4）レンタサイクルの使用が終了したときは、所定の場所に返還すること。
- （5）レンタサイクルを転貸しないこと。
- （6）レンタサイクルを盗難されたと思料するときは、速やかに警察に届け出ること。
- （7）その他係員の指示に従うこと。

（レンタサイクルの紛失又は破損届）

第5条 レンタサイクルを使用する者は、レンタサイクルを紛失し、又は破損したときは、速やかに矢板市城の湯やすらぎの里レンタサイクル紛失・破損届（別記様式第3号）により指定管理者に届け出なければならない。

（行為の申請及び許可）

第6条 条例第19条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、矢板市城の湯やすらぎの里行為許可申請書（別記様式第4号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の行為許可申請について適当と認めたときは、矢板市城の湯やすらぎの里行為許可書（別記様式第5号）を当該申請をした者に交付する。

（市長による管理）

第7条 条例第22条の規定により市長がやすらぎの里の管理を行う場合においては、第2条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」とし、第5条及び前条中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、次条中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」とする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が市長と協議して別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例施行規則(平成6年矢板市規則第1号)の規定によりなされた
手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成29年12月14日規則第27号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月22日規則第45号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

矢板市城の湯やすらぎの里施設等(利用・搬入)許可申請書

年 月 日

(指定管理者又は市長) 様

(申請者)

住 所

氏 名



矢板市城の湯やすらぎの里の施設等において、次のとおり(利用・搬入)したいので申請します。

施 設 等 (○で囲む)	城の湯温泉センター(多目的ホールA・B、研修室A・B) 城の湯ふれあい館(ふれあいの間A・B、趣味の間、調理研究室) バーベキュー炉 創作の間 宮川グラウンドゴルフ場 宮川キャンプ場 城の湯RVパーク レンタサイクル	
利 用 人 数	人	
設 備 名		利用・搬入個数 個
器 具 名		
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利 用 目 的		
責 任 者 氏 名	(電話)	
備 考		

別記様式第2号(第2条関係)

矢板市城の湯やすらぎの里施設等(利用・搬入)許可書

年 月 日

様

(指定管理者又は市長)



年 月 日付けで申請のあった(利用・搬入)について、次のとおり許可します。

施設等 (○で囲む)	城の湯温泉センター(多目的ホールA・B、研修室A・B) 城の湯ふれあい館(ふれあいの間A・B、趣味の間、調理研究室) バーベキュー炉 創作の間 宮川グラウンドゴルフ場 宮川キャンプ場 城の湯RVパーク レンタサイクル		
利用人数	人		
設備名		利用・搬入個数 個	
器具名			
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利用目的			
責任者氏名	(電話)		
利用料金	(有料・無料) 時間 円(内減免額 円)		
備考		(許可番号) 第 号	

注意事項

- 1 利用許可を受けた以外の利用はしないこと。
- 2 火気及び物品等の取扱いに注意すること。
- 3 利用物品等を破損又は紛失した場合は、弁償すること。
- 4 利用の変更又は取消しの場合は、速やかにその旨連絡すること。

矢板市城の湯やすらぎの里レンタサイクル紛失・破損届

年 月 日

（指定管理者又は市長） 様

（届出者）
住 所
氏 名
電話番号

下記の通り紛失・破損したので届けます。

許可番号	
紛失・破損日時	年 月 日（ ） 時 分頃
紛失・破損の内容	
紛失・破損の理由	

矢板市城の湯やすらぎの里行為許可申請書

年 月 日

(指定管理者又は市長) 様

(申請者)
住 所
氏 名



矢板市城の湯やすらぎの里において、次のとおり行為をしたいので申請します。

行 為 場 所		
行 為 内 容		行為人数 人
設 備 名		
器 具 名		
行 為 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
責 任 者 氏 名	(電話)	
備 考		

矢板市城の湯やすらぎの里行為許可書

年 月 日

様

(指定管理者又は市長) 

年 月 日付けで申請のあった行為について、次のとおり許可します。

行 為 場 所			
行 為 内 容		行為人数	人
設 備 名			
器 具 名			
行 為 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
責 任 者 氏 名	(電話)		
備 考		(許可番号)	第 号